

H A R D O C

県民・事業者・行政が一体となって

# トライアングル

第 27 号

兵庫県フロン回収・処理推進協議会  
広 報 紙  
2002.7 発行  
編集発行 推進協議会事務局

## 平成 14 年度通常総会 開催！

当推進協議会の平成 14 年度通常総会が、去る平成 14 年 6 月 24 日、兵庫県県民会館 11 階ホールにおいて、環境省地球環境局環境保全対策課 中屋敷課長補佐を迎えて開催されました。

ここでは、その概要を報告します。

### < 平成 14 年度通常総会 概要 >

日 時 平成 14 年 6 月 24 日 (月) 13:30 ~ 16:00

1. 場 所 兵庫県民会館 11 階ホール

2. 出席者

出席者 87 会員 (95 名)

委任者 210 会員

---

計 297 会員

規約上必要な定足数 276 (総会員数 551 の 1/2 以上)

3. 議 事

(1) 議案

第 1 号議案 平成 13 年度事業報告並びに収支決算に関する件

第 2 号議案 収益事業の終了に関する件

第 3 号議案 平成 14 年度事業計画に関する件

第 4 号議案 平成 14 年度収支予算に関する件

## 第5号議案 役員の選任に関する件

### (2) 報告事項

報告事項1 会員の入会に関する件

報告事項2 平成14年度フロン回収促進計画に関する件

### 4. 結果

(1) すべての議案について、出席会員全員の賛成により承認されました。

(2) 報告事項についても、出席会員全員により承認されました。

### 5. 特別講演

平成14年度通常総会終了後、「オゾン層の現状と将来について」をテーマに、国立環境研究所の今村隆史総合研究官から特別講演をいただきました。

### <平成14年度新役員>

兵庫県フロン回収・処理推進協議会 役員名簿(平成14年6月24日現在)

役職名	氏名	所属団体・役職名
会長	井戸敏三	兵庫県知事
常務理事	山本忠幸	イワタニガスネットワーク株式会社取締役副社長
常務理事	野村正路	兵庫県県民生活部環境局局長
理事	小倉修悟	生活協同組合コ-プこうべ組合長理事
理事	堀江貴雄	社団法人兵庫県空調衛生工業協会会長
理事	大岡久晃	兵庫県高圧ガス協同組合理事保安委員長
理事	芝富男	社団法人兵庫県産業廃棄物協会会長
理事	藤岡博之	兵庫県自動車リサイクル処理工業会会長
理事	橋本一豊	社団法人兵庫県自動車整備振興会会長
理事	西和之	兵庫県自動車車体整備協同組合副理事長
理事	中山雅夫	兵庫県自動車電装品整備商工組合理事長
理事	瀧川泰久	兵庫県自動車販売店協会会長
理事	西田田鶴子	兵庫県消費者団体連絡協議会副会長
理事	川崎安夫	兵庫県中古自動車販売商工組合理事長
理事	山下賢二	兵庫県中古自動車部品協同組合理事長
理事	進藤隆	兵庫県電機商業組合理事長

理事	山田 勉	兵庫県冷凍空調設備工業会会長
理事	宮川 卓雄	兵庫県冷凍設備保安協会会長
理事	矢田 立郎	神戸市長
理事	堀川 和洋	姫路市長
理事	宮田 良雄	尼崎市長
監事	山田 知	西宮市長
監事	山口 聖治	佐用郡広域行政事務組合管理者

## 回収フロン処理システム事業、フロン回収装置等リース事業などが終了します。

平成8年より会員の皆様にご利用いただいていた回収フロン処理システム事業、フロン回収装置等リース事業は本年12月末日をもって、平成12年度から実施していましたがフロン回収認定事業所制度は本年6月24日をもって、それぞれ終了させていただくこととなりました。

いずれの事業もフロン回収を促進することを目的として開始いたしましたが、フロン回収破壊法、家電リサイクル法の施行により、回収フロン処理システム事業、フロン回収装置等リース事業については、利用者が減少することが予想されたことから、平成13年度に事業のあり方を検討した結果、本会の事業として継続が困難であるとの判断から、また、フロン回収認定事業所制度はフロン回収破壊法の登録制度と同様であることから、平成14年6月24日に開催されました通常総会での承認をもって、終了させていただくこととなりました。

会員の皆様には、ご利用いただきまして誠にありがとうございました。

平成14年1月以降、フロンの破壊処理については、国で許可を受けている破壊施設で直接処理を行っていただくか、財団法人自動車リサイクル促進センター、近畿冷凍空調工業会、兵庫県冷凍空調工業会など各業界において行われているフロン破壊（運搬）システム等をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、前述の事業は終了いたしますが、本会は継続してフロン回収の促進を図るため普及啓発を行ってまいります。

会員の皆様への情報提供やフロン回収破壊法に定めるフロン回収基準を遵守し、適正に回収できる人材を養成するための技術講習会を開催するなどによりフロン回収の促進を一層進めていきたいと考えておりますので、何卒よろしく申し上げます。

## 平成13年度フロン処理依頼量 約 14 t

平成13年度の回収フロン処理システム事業は、会員の皆様にご利用いただき、処理依頼量は約13.7 tとなりました。

平成13年度回収フロン処理依頼状況（単位：kg）

	フロン12	フロン22	フロン502	フロン134 a	計
4月	477.8	842.5	23.2	73.9	1,417.4
5月	665.0	979.0	37.0	86.3	1,767.3
6月	156.9	760.7	107.3	111.0	1,135.9
7月	446.2	937.3	10.2	188.0	1,581.7
8月	86.9	505.4	29.1	94.5	715.9
9月	0.0	427.7	63.3	125.9	616.9
10月	0.0	432.2	17.4	124.6	574.2
11月	0.0	574.0	0.0	156.4	730.4
12月	0.0	527.9	0.0	96.1	624.0
1月	588.0	561.1	0.0	73.1	1,222.2
2月	549.3	1,686.9	24.7	143.6	2,404.5
3月	392.2	419.1	0.0	67.3	878.6
計	3,362.3	8,653.8	312.2	1,340.7	13,669.0

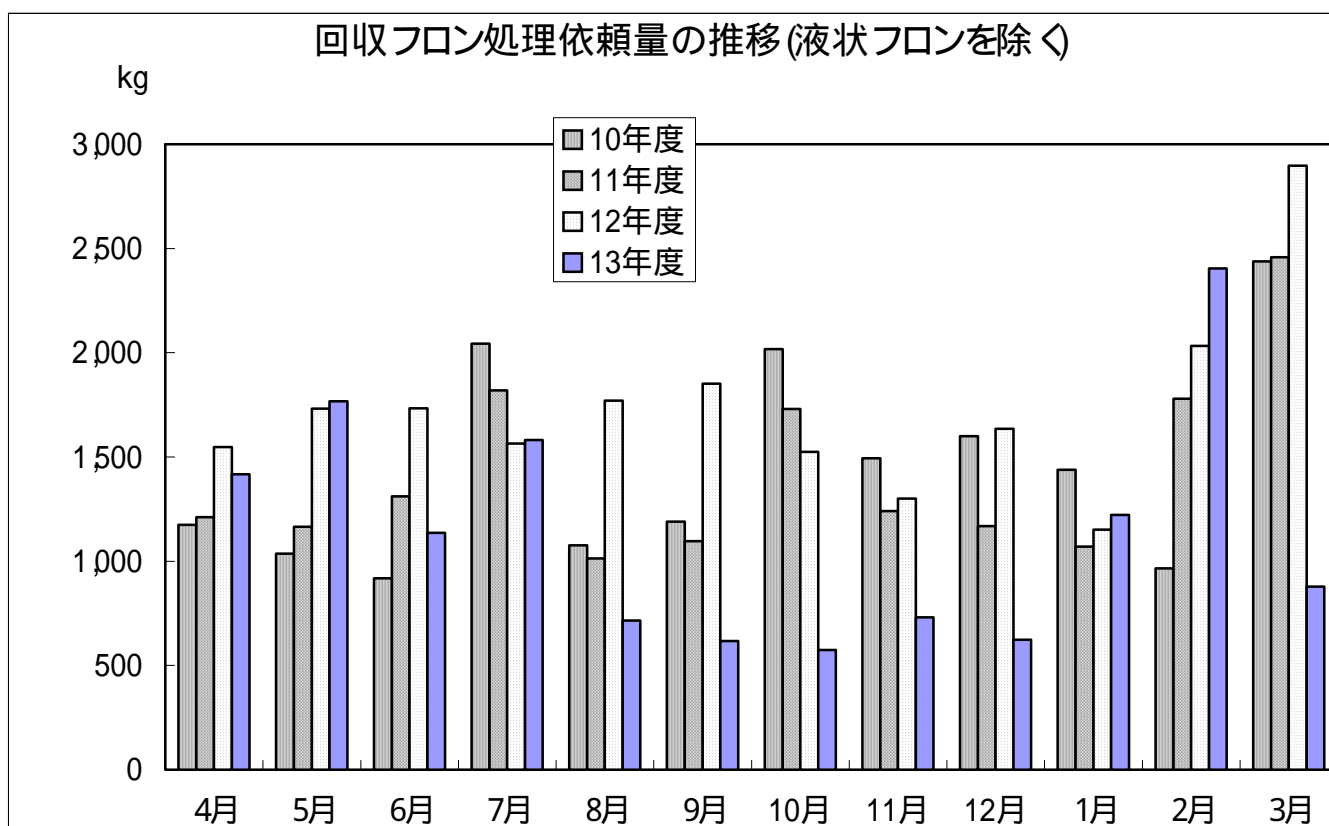
平成13年度の実績は、平成12年度の実績約20.7tに比べ、約7.0t減少しました。平成13年度の特徴は、フロン12、22及び502の依頼量が減少しているものの、フロン134aの依頼量が約3倍と平成12年度よりも更に処理が進んでいることがわかります。

依頼量減少の原因としては、家電リサイクル法施行による市町（B会員）からの依頼の減少、そして、各業界でのフロン破壊処理システムの運用開始等によって、事業者の依頼先の選択肢が増加したことが考えられます。

今後も、更にオゾン層保護及び地球温暖化の防止を推進していくため、皆様方には引き続きフロン回収処理への御理解と御協力をお願いします。

以下には、参考までに「平成10年度から平成13年度の回収フロン処理依頼量の推移」をグラフ化したものを掲載いたしました。

各月の回収フロン処理依頼量の推移



平成10年度は、液状フロン（CFC11）の処理量を除いたものです。

# 平成12年度フロン回収状況実態調査結果

平成13年度も、兵庫県から委託を受け、平成12年度のフロン回収状況について調査を実施しましたので、その概要について紹介します。

## 1. 県条例（環境の保全と創造に関する条例）の認知度

業 界	認知度（回答率）
カーエアコン関係	85%（64%）
業務用低温機器関係	93%（30%）
家電製品販売関係	69%（48%）
自動販売機関係	71%（31%）

（ ）内は回答率

業界によって、条例の認知度に多少の差があるが、概ね8割の事業者は県条例を「よく知っている」ようである。

## 2. フロン回収状況

### （1）フロン回収の実施率

業 界	回収実施率
自動車ディーラー	89%（0%）
カーエアコン関係	76%（8%）
業務用低温機器関係	75%（5%）
家電製品販売関係	42%（6%）
自動販売機関係	71%（10%）
市町及び一部事務組合	95%（0%）

（ ）内は今後自社回収予定のものの割合

フロンを回収している事業者の割合（自社回収及び業者委託）を業界順に見ていくと、最も高いのが自動車ディーラー、最も低いのが家電製品販売関係であった。

家電製品販売店については、すべてがフロン回収を含めた廃棄処理を業者委託しているが、その一部は市町または一部事務組合に粗大ゴミとして出している。

また、11年度に最も回収実施率が低かった業務用低温機器業界では、社団法人日本冷凍空調設備工業会（近畿地区では近畿冷凍空調設備工業会）が独自のフロン破壊処理システムを構築する等、業界として取り組みが進んでいることから、回収実施率は上がっている。

市町等ではルームエアコンからのフロン回収率が低い。

カーエアコン関係業界（自動車ディーラーを含む）では、財団法人自動車リサイクル促進センターが独自にフロン破壊処理システムを運用しており、フロン回収実施率が高くなってきている。

自動販売機業界についても、フロン回収状況は良くなっている。

一般的に、いずれの業界でも、フロン回収を他の事業者へ委託した場合、その委託に出した機器の台数、それらから回収したフロンの量については確認していないことが多くなっている。

## （2）フロン回収装置保有状況

業 界	回収装置保有率	134a対 応占有率
自動車ディーラー	91.0%	45.5%
カーエアコン関係	43.3%	—
業務用低温機器関係	42.3%	—
市町及び一部事務組合	85.2%	4.3%

回収装置の保有率は、平成11年度よりも全体的に増えている。

また、カーエアコンや電気冷蔵庫に含まれる代替フロンHFC134aに対応する回収装置については、自動車ディーラーでは、約46%が対応している。

回収装置のメーカー別保有率は、あまり変化がなかった。

### (3) フロン回収記録の状況

業 界	自動車ディーラー	カーエアコン	業務用低温機器
回収記録実施率	60%	15%	56%

フロンの回収記録については、カーエアコン関係業界（自動車ディーラーを含む）で改善が見られるものの、まだなされていないところが多いのが現状である。

回収記録については、兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」の中の「特定物質排出防止基準」第4項に、次のとおり書かれている。

「修理・廃棄事業者が、3の措置（修理または廃棄するときに、冷媒フロンを回収すること）を講じたときは、排出防止規準の遵守状況を把握することができるための措置を講ずること」

また、フロン回収を委託された場合、フロン回収量等の報告を行うためにも、回収記録をつけておく必要がある。

### (4) フロン回収費用徴収状況

業 界	徴収率	平均徴収費用
自動車ディーラー	55%（50%）	4,300円/1台
カーエアコン関係	45%（15%）	2,980円/1台
業務用低温機器関係	83%（51%）	11,100円/1台

（ ）内は廃棄費用と別に徴収する割合

回収費用の徴収率は、自動車ディーラーが大きく減少しており、また、廃棄費用と



別に徴収する場合についても全体的に減少傾向にある。

今後も、さらにユーザーへの普及啓発に力を入れ、フロン回収費用を徴収しやすい環境を作る必要がある。

### 3. 回収フロンの処理状況

回収後のフロンの処理方法を見てみると、市町等では基本的に100%破壊処理されているが、他の業界では再利用されている場合も多い。

業 界	破壊	再利用	保管	不明等
自動車ディーラー	64%	7%	29%	0%
カーエアコン関係	11%	69%	17%	3%
業務用低温機器関係	40%	37%	18%	5%

自動車ディーラーで、破壊と再利用の両方を実施しているものについては、それぞれにカウントしている。

今回の調査では、11年度と比較すると、全体的に破壊処理の割合がわずかながら減少している。

また、再利用をしている事業者は回収記録をつけていない場合も多く、再利用を証明する手段がないだけに、確実に回収記録をつける必要がある。

### 4. 総括

全体的には、前回とほぼ同程度のフロン回収実施率となっており、着実にフロン回収が進んでいると考えられる。

特に、平成11年2月より、近畿冷凍空調工業会のフロン対策協議会がフロン破壊処理システム運用開始したことに伴い、業務用冷凍空調機器関係のフロン回収が進んでいる。

しかし、フロンの回収自体については、まだ、不十分な点がある。

特に回収記録をつけていない事業所が多い。フロン回収の際には、まず、回収記録をつけ、確実に回収状況を把握する必要がある。また、他の事業者にもフロンの回収や破壊処理を委託する場合は、契約内容に「回収(または処理)後の報告の義務付け」を明確にする等、確実なフロン回収・処理に努め、回収量を把握しておくべきである。代替フロンについては、HCFC-22の処理が飛躍的に増加しており、代替フロンの処理の必要性も着実に各関係者に浸透してきているように思われる。

## フロン回収破壊法に基づく登録

### 1. 登録申請

オゾン層の保護及び地球温暖化の防止のため、平成13年6月22日に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」が公布され、特定製品に冷媒として使用されているフロン類の大気中の排出を抑制することを目的とされており、廃棄される第一種特定製品(業務用エアコン、冷凍冷蔵庫)からフロン類を回収しようとする事業者や、廃棄される第二種特定製品(使用済自動車に搭載されるエアコン)を引き取ろうとする事業者、フロン類を回収しようとする事業者は都道府県知事(第二種に限り事業所の所在地が政令指定都市の区域内にある場合にはその市長)への登録が必要となっています。

第一種フロン類回収業者は平成13年12月21日から登録が開始され6ヶ月以上が経過し、第二種特定製品引取業者、フロン類回収業者は平成14年4月1日から登録が開始され3ヶ月が経過しました。

第一種は平成14年6月20日まで経過措置があり、それまでに登録申請を行えば登録が完了していなくても引き続き業務を行っていただけましたが、この経過措置の期間が終了したため、登録が完了してからでないといふ業務が行えないこととなります。現在、都道府県知事への登録がお済みでない方は、業務を開始する前に登録申請を行い、登録を完了してください。

第二種は平成14年10月1日まで経過措置がありますので、この日までに登録申請を行っていたら引き続き業務を行っていただけることになってはいますが、できるだけお早めに登録申請を行ってください。

【申請窓口一覧】

窓口名（電話）	所在地	管轄地域	対象	
			1種	2種
神戸市環境局地球環境課 078-322-6427	〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1	神戸市	×	
神戸県民局 環境課 078-361-8620	〒650-0004 神戸市中央区中山手通6-1-1	神戸市		×
阪神南県民局 環境課 06-6481-7641	〒665-8588 尼崎市東難波町5-21-8	尼崎市、西宮市、芦屋市		
阪神北県民局 環境課 0797-83-3101	〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15	伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、川辺郡		
東播磨県民局 環境課 0794-21-1101	〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1	明石市、加古川市、高砂市、加古郡		
北播磨県民局 環境課 0795-42-5111	〒673-1431 加東郡社町社字西柿1075-2	西脇市、三木市、小野市、加西市、美嚢郡、加東郡、多可郡		
中播磨県民局 環境課 0792-81-3001	〒670-0947 姫路市北条1-98	姫路市、飾磨郡、神崎郡		
西播磨県民局 環境課 0791-58-2100	〒678-1205 赤穂郡上郡町光都3-5-1	相生市、龍野市、赤穂市、揖保郡、赤穂郡、佐用郡、宍粟郡		
但馬県民局 環境課 0796-23-1001	〒668-0025 豊岡市幸町7-11	豊岡市、城崎郡、出石郡、美方郡、養父郡、朝来郡		
丹波県民局 環境課 0795-72-0500	〒669-3309 氷上郡柏原町柏原688	篠山市、氷上郡		
淡路県民局 環境課 0799-22-3541	〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5	洲本市、津名郡、三原郡		

第一種は回収を行う事業者の住所、事務所の所在地に関係なく、回収を行う場所で登録を行う必要があります（都道府県ごと）。兵庫県の登録は上記の窓口のうち1カ所で行えば、兵庫県で登録を行ったこととなります。また、神戸市は神戸県民局が窓口となります。

第二種は業務を行う事業所ごとにその事業所の所在地を管轄する窓口へ登録申請を行う必要があります。また、神戸市内に事業所がある場合は神戸市長（神戸市環境局地球環境課）の登録を受けることとなります。

### 事務局だより

このたび兵庫県環境局では、4月1日付けをもって、次のとおり人事異動がありました。

環境局長（常務理事）	（旧）小林悦夫	（新）野村正路
大気課長（事務局長）	（旧）真継博	（新）長谷川明
大気課課長補佐兼管理 係長（事務局次長）	梶田吉弘	変更なし
大気課課長補佐兼地球 環境係長	間木寿夫	変更なし
大気課地球環境係員	（旧）森本佳宏	（新）藤本憲介
同	仲川直子	変更なし
同	渡邊好信	変更なし
日々雇用職員	（旧）小田陽子	（新）柏木文美代

旧メンバーにおきましては、会員の皆様方には大変な御支援をいただき厚く御礼申し上げますとともに、新メンバーについても今後ともよろしくお願ひします。

## 兵庫県フロン回収・処理推進協議会

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県県民生活部環境局大気課内）

TEL (078) 362-3284 FAX (078) 362-3966

<http://www.bekkoame.ne.jp/ro/fron>